

令和元年度第 24 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 2 年 3 月 26 日

担当部・課：総務部 管財課〔内線 4085〕

① 件名
「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>石巻市プロポーザル選定委員会については、令和 2 年第 1 回定例会に「石巻市プロポーザル委員会条例」を上程し、その条例に基づいて、令和 2 年 4 月以降は委員会を開催することとすることから、「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の一部改正が必要となっている。</p> <p>また、外部の委員の規定について、現行のガイドラインでは、「当該業務・工事等の特殊性により、必要に応じて学識経験者等の外部の者を委員とすることができる。」と規定しているが、プロポーザル方式による契約の透明性及び客観性の更なる確保が必要である。</p> <p>【目的】</p> <p>担当課が案件ごとに策定した要綱に基づき選定委員会を設置していたが、条例に基づき設置することのほか、組織について見直しを行うことで、プロポーザル方式による契約の透明性及び客観性を確保するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 1 月 石巻市入札制度検討委員会幹事会において審議 石巻市入札制度検討委員会において審議</p> <p>3 月 「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の一部改正 (施行予定年月日：令和 2 年 4 月 1 日)</p>
⑤ 主な内容
<p>「石巻市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」のうち、以下の部分を見直す。</p> <p>1 設置及び運営について 石巻市プロポーザル選定委員会設置条例に基づき設置及び運営をするものとする。</p> <p>2 組織について 委員の欠席等により運営が困難となる事態が発生していたことを踏まえ、委員を「5人以上」としていたものを「6人以上」に増員する。なお、定足数は現状から変えないものとする。 また、原則として学識経験者等の外部の者 2 名以上を委員にしなければならないものとし、当該業務・工事等の特殊性が高い場合は、委員数の半数以上を外部の者から選任しなければならないものとする。ただし、当該業務・工事等の内容を考慮し、委員を全て市職員とすることができるものとする。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>学識経験者等の外部の者を委員にすることを必須とすることにより、プロポーザル方式による契約の透明性及び客観性を確保し、最適な業者を選定することが可能となる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和2年 3月 グループウェア掲載等による庁内周知
⑨ その他